

旭川医科大学教職員向け給与等支給明細書への広告募集 実施公告

旭川医科大学教職員向け給与等支給明細書に掲載する広告を次のとおり募集する。

1. 募集の概要

給与等支給明細書は、大学の給与及び賞与支給日に教職員等に配布する給与等の支給明細書であり、本公告は、この給与等支給明細書に掲載する広告を募るものである。

2. 広告に掲載する公用封筒及び広告の概要

(1) 広告の媒体及び配布期間等

令和7年4月から令和8年3月までの12か月間（全14回）に配布する給与支給明細書及び賞与支給明細書

	給与支給明細書	賞与支給明細書
配布枚数	約2,000枚/回	約1,800枚/回
配布回数	12回	2回
配布日	令和7年4月17日, 5月16日, 6月17日, 7月17日, 8月15日, 9月17日, 10月17日, 11月17日, 12月17日 令和8年1月16日, 2月17日, 3月17日	令和7年6月30日 12月10日

(2) 配布対象者

本学教職員等 月平均約2,000名

(内訳) 常勤職員 約1,400名, 非常勤職員 約600名

(3) 広告の規格等

〔掲載場所〕 給与等支給明細書の裏面余白部分

(レイアウトは別紙のとおり)

〔掲載期間〕 上記(1)のとおり

〔募集枠数〕 計 6 枠 (2 段 3 列)

〔掲載スペース〕 縦 40mm×横 60mm / 枠

〔印刷色〕 モノクロブラック

(画像データは J P E G 形式または B M P 形式)

(4) 広告掲載料

210,000円(税抜)以上 / 枠(全14回)

(注意事項)

- ・納入期限を過ぎた場合は、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金としてお支払いいただく場合がある。
- ・納入されない場合、「旭川医科大学広告掲載取扱規程」第11条により、広告掲載を取り消す場合がある。

3. 申込書の交付・問い合わせ先

- (1) 交付期間 : 令和7年3月5日 ～ 令和7年3月13日
- (2) 交付場所 : 国立大学法人旭川医科大学 事務局会計課 会計総務係
〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
TEL : 0166-68-2145
E-mail : kai-somu@asahikawa-med.ac.jp

4. 申込書の提出

- (1) 提出期限 : 令和7年3月13日(木) 17時必着
- (2) 提出方法 : 郵送、持参又はE-mail
- (3) 提出先 : **【郵送または持参の場合】**
〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
国立大学法人旭川医科大学 事務局会計課 会計総務係
【E-mailの場合】
E-mail : kai-somu@asahikawa-med.ac.jp
- (4) 提出書類 : ①広告の版下原稿、図案等
〔掲載広告を月別(1月毎、四半期毎など)に変更する希望がある場合には、まず4月の給与支給明細書掲載分についてご提出ください。5月以降の掲載原稿変更分のご提出期限については、別途協議させていただきます。(審査の結果、広告主に決定した場合)〕
②広告内容の説明
③会社概要
④広告掲載申込書(様式第1号)
※「掲載希望枠数」欄: 枠数の後に、1枠当りの広告掲載料を記入すること。

5. 広告掲載の決定

- (1) 提出を受けた申込みについて、「旭川医科大学広告掲載取扱規程」第8条第1項に規定するところにより、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)について審査し、これを決定する。
- (2) 募集枠数を超えて申込みがあった場合、より高い広告掲載料により申込みを行った者を優先して、広告主に決定するものとする。
- (3) 審査の結果について、申込みを行った者に対し、通知書により速やかに知らせるものとする。

6. 広告掲載に伴う責任

広告主は、「旭川医科大学広告掲載取扱規程」第12条各項に規定する責任を負うものとし、この定めに該当する場合において、給与等支給明細書に掲載し続けることが不適切であると判断される場合、給与等支給明細書の再作成に必要な経費について、本学は広告主に請求できるものとする。

7. その他広告掲載条件

その他，広告掲載に係る条件は，「旭川医科大学広告掲載取扱規程」に記載のとおりとする。

令和7年3月5日

国立大学法人旭川医科大学
学 長 西 川 祐 司